

廃棄物の処理方法

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは事業系廃棄物となります。

事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と再生資源化物、産業廃棄物に区分してください。

ごみの処理に関する宿泊者への周知方法について、該当する項目にチェック☑又は必要事項を記入してください

1. 宿泊者に対する、ごみの分別の周知について
利用案内書へ記載 室内に掲出（案内文・イラスト） タブレット端末で表示
その他〔 〕
2. 宿泊者に対し、ごみを屋外に持ち出さない旨の周知について
利用案内書へ記載 室内に掲出（案内文・イラスト） タブレット端末で表示
その他〔 〕

分別したごみは、住宅宿泊事業者において敷地内保管場所へ持ち出してください。

他の居住者のごみとは混ざらないよう、必ず区分してください。

宿泊者が出したごみの集積・保管場所や他の居住者が出したごみとの区分方法について、該当する項目にチェック☑又は必要事項を記入してください。

3. 集積・保管場所の位置（ ）
玄関横 ごみ集積所 駐車場内 その他〔 〕
4. 居住者ごみとの区分方法（例：場所・容器・仕切り線などによる区分）
〔 〕

集積・保管場所の写真を添付してください。

住宅宿泊事業に伴って発生するごみは、廃棄物処理業許可業者に処理を依頼してください。

産業廃棄物の「収集運搬業者」「処分業者」との契約は必ず書面にて行ってください。

廃棄物の処理を委託する業者名を記入してください。

5. 一般廃棄物収集運搬業者名 〔 〕
再生資源化物収集運搬業者名 〔 〕
産業廃棄物収集運搬業者名 〔 〕
産業廃棄物処分業者名 〔 〕

お問い合わせ先

環境局事業部一般廃棄物指導課

大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス13階

電話：06-6630-3271

e-mail：ja0007@city.osaka.lg.jp